

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月28日（平成30年（行個）諮問第233号）

答申日：令和元年12月27日（令和元年度（行個）答申第113号）

事件名：本人の遺族補償年金支給請求に係る聴取書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成24年特定日自死した特定個人（特定年月日生）の妻本人が特定労働基準監督署長A（特定労働基準監督署長B）に請求した遺族補償年金支給請求に関する聴取書②」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月28日付け大個開第29-729号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分で特定された保有個人情報には、特定個人Cの聴取書（以下、第2において「本件聴取書」という。）が含まれているところ、開示された本件聴取書は、一部につきマスキングがされている（以下、第2において、本件聴取書の不開示部分を「本件不開示部分」という。）。

しかし、特定個人Cは、本件聴取書の全部が開示されることについて、事前に快諾しているのであるから、本件不開示部分を開示することによって、労働基準監督機関が行う事務の適正に支障を及ぼすおそれはまったくない。

したがって、本件不開示部分は、すべて開示されるべきである。

（2）意見書

ア 審査請求人は、本件聴取書が一部開示とされた点について不服があるとして、本件不開示部分の開示を求めて審査請求を行った。

イ 諮問庁は、本件不開示部分の一部について新たに開示することであるが、その余については原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

ウ しかし、特定個人Cは、本件聴取書が全部開示されることによって、どのような事態が生ずるかを十分に認識した上で、事前に全部開示について快諾しているのであるから、本件不開示部分は、法14条2号に規定されている事由には該当しない。

エ また、特定個人Cは、本件聴取書が全部開示されたとしても、自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇したり、労災請求人側・事業所側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといったことはなく、あくまでも第三者として尋ねられたことについてきちんと答えることを約束している。そのため、(中略)本件不開示部分は、法14条7号に規定されている事由にも該当しない。

オ したがって、本件不開示部分の一部について原処分を維持して不開示とすることは妥当ではなく、速やかに原処分を取り消して、本件不開示部分を全部開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月27日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて、平成30年9月28日付け(同年10月3日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる部分については、不開示とすることが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について
(略)

- (2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) (略)

- (イ) 別紙に掲げる文書のうち、(中略)文書24(中略)の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。

聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不

当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報
(略)

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別紙に掲げる文書のうち、(中略)文書24(中略)の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(中略)

これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) (略)

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち、一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|--|
| ① | 平成30年12月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月17日 | 審議 |
| ④ | 同年2月1日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和元年12月3日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書29の

各文書に記録された保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、特定個人Cの聴取書（別紙に掲げる文書24「聴取書②」）の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（別表の3欄に掲げる部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）

通番1及び通番3ないし通番11は、審査請求人以外の個人の職氏名及びその発言内容等であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容又は当該情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）

通番1ないし通番5、通番7、通番10、通番12及び通番13は、審査請求人以外の個人の職氏名及びその発言内容等であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分については、原処分において開示されている情報から推認できる内容ではなく、審査請求人が知り得る情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示について検討すると、当該部分のうち、職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きに

ついて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号に該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書 1 精神障害の業務起因性判断のための調査復命書
- 文書 2 遺族補償年金支給請求書等
- 文書 3 死亡届等
- 文書 4 実地調査復命書①
- 文書 5 救急報告書等
- 文書 6 意見書等①
- 文書 7 申立書
- 文書 8 代理人意見書
- 文書 9 実地調査復命書②
- 文書 10 聴取報告書等
- 文書 11 補充意見書等
- 文書 12 被災労働者に係る報告書
- 文書 13 組織図
- 文書 14 就業規則等
- 文書 15 超過勤務時間集計等
- 文書 16 賃金台帳
- 文書 17 事業場提出資料①
- 文書 18 予定表
- 文書 19 顧客接点記録
- 文書 20 旅費精算書
- 文書 21 入退館情報一覧表
- 文書 22 実地調査復命書③
- 文書 23 聴取書①
- 文書 24 聴取書②
- 文書 25 聴取書③
- 文書 26 聴取書④
- 文書 27 実地調査復命書④
- 文書 28 意見書等②
- 文書 29 事業所番号照会等

別表 審査請求人が開示を求める部分

1 文書番号	2 文書名	3 諮問庁が不開示を維持するとしている部分				4 3欄のうち開示すべき部分		
		頁	不開示部分	通番	法14条各号該当性			
					2号			7号柱書き
文書24	聴取書②	5	5行目20文字目ないし25文字目, 23行目不開示部分	1	○	○	23行目	
		6	19行目29文字目及び30文字目	2	○	○		
		7	5行目25文字目ないし31文字目, 6行目3文字目ないし7行目6文字目, 9行目15文字目及び16文字目, 23行目3文字目及び4文字目	3	○	○	9行目, 23行目	
		8	1行目8文字目及び9文字目, 2行目ないし7行目, 8行目18文字目ないし21文字目, 18行目ないし21行目不開示部分	4	○	○	18行目を除く全て	
		9	4行目不開示部分, 6行目, 8行目4文字目ないし12文字目, 9行目ないし12行目不開示部分, 14行目, 18行目1文字目ないし3文字目及び5文字目	5	○	○	8行目11文字目及び12文字目を除く全て	
		10	11行目, 13行目7文字目及び8文字目, 14行目ないし16行目, 17行目10文字目及び11文字目, 21行目8文字目及び	6	○	○	全て	

	9文字目, 22行目, 23行目				
11	6行目1文字目及び2文字目, 10行目及び11行目不開示部分, 14行目29文字目及び30文字目, 15行目不開示部分, 22行目不開示部分	7	○	○	6行目を除く全て
12	4行目, 12行目ないし15行目不開示部分, 17行目, 18行目, 20行目	8	○	○	全て
13	4行目ないし9行目不開示部分, 14行目14文字目ないし20文字目, 24文字目及び25文字目	9	○	○	全て
14	2行目1文字目ないし7文字目, 11文字目及び12文字目, 5行目ないし8行目不開示部分, 16行目15文字目及び16文字目, 20行目ないし21行目不開示部分, 23行目	10	○	○	2行目, 5行目ないし8行目, 16行目
15	16行目16文字目及び17文字目, 18行目22文字目及び23文字目	11	○	○	全て
17	19行目不開示部分, 21行目不開示部分, 23行目	12	○	○	
20	手書き部分	13	○	○	